

2 2 川 監 公 第 7 号

平成 2 2 年 4 月 1 2 日

定期監査（工事監査）の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 2 1 年 9 月 1 0 日付け 2 1 川監公第 1 1 号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥 宮 京 子

同 後 藤 晶 一

同 宮 原 春 夫

21川総行革第304号  
平成22年3月12日

川崎市監査委員 松川 欣起 様  
同 奥宮 京子 様  
同 後藤 晶一 様  
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項により、平成21年9月10日付け21川監報第8号で報告のありました定期監査（工事監査）の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成21年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

1 施工が可能な設計とすべきもの

【指摘の要旨】

移動式防球フェンスの固定ができなかった設計の事例

（東公園防球ネットその他設置工事）（港湾局川崎港管理センター整備課）

【措置内容】

工事における計画については、事前の調査を十分に行い、適正な設計積算を行うよう関係職員に周知し、徹底しました。

なお、移動式防球フェンスについては、「注水式重石」を使用し、確実に固定しました。

## 2 環境対策費を適切に計上すべきもの

### [指摘の要旨]

同一現場で施工された工事において、環境対策費の計上に重複がみられた事例

(菅中学校ほか貯水槽設置工事ほか1件)

(水道局工務部設計課、同第2配水工事事務所、同第3配水工事事務所)

### [措置内容]

環境対策については、これまでの基準を改め、より明確な運用が図れるよう「水道工事における環境対策費に関する運用」を定めました。この運用において、環境対策の実施が困難なものや、効果が期待できない工事については、原則として環境対策費を計上しないこととしました。

また、同一現場で工事が重複する場合の環境対策への対応に当たっては、環境対策に関する特記仕様書をより詳細な記載に改めるとともに、監督員が請負者間の調整を十分に行い、適切な環境対策の実施を指導するよう関係職員に周知し、徹底しました。